

宴会場利用規約

当ホテルの宴会場ではお客様にご満足いただけるようご利用に関して、下記の通り利用規約を設けております。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

第1条 利用規則の遵守

宴会場をご利用されるお客様は、当ホテル内において当ホテルが定めて掲示した「宴会場利用規約」に従っていただきます。

第2条 営業

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。

但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください。

第3条 ご利用否定、および予約・契約の解除

次に掲げる場合において、ご利用（ご利用に際しての予約・契約を含む）をお断りいたします。

また予約・契約を締結した後においても、その事実が判明した場合は予約・契約を解除させていただきます。

1. ご利用者に次の事由に該当する者がいる場合

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条 第6号の暴力団員、又は同法第2条 第2号の暴力団員と関係を有する企業又は団体の関係者等を含む反社会勢力に属すると判断されたとき

②暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体と関わり合いがあると判断されたとき

③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき

2. ホテル若しくは従業員に対して、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的行為を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を当ホテル、若しくは他ホテルで行ったと認められたとき

3. 泥酔又は言動が著しく異常である等、他のご利用者に対して著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき

4. 著しく不潔な身体又は服装である等、他のご利用者に迷惑を及ぼす恐れが認められたとき

5. 支払い能力がないと明らかに認められたとき

6. ご利用されるお客様が明らかに伝染病にかかっている場合、若しくはその他、感染により罹患するおそれのある疾患にかかっているとき

7. 予約・契約の内容（使用目的）がお申込み時と異なり、明らかに虚偽の申告をしたとき

8. 客室用スリッパやサンダル等、宴会利用にそぐわない服装であるとホテルが判断したとき

9. 「宴会利用規約」の定めに従わないと判断されたとき

10. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用できないとき

第4条 禁止事項

次に掲げる事項につきましては前項に基づく禁止事項に加え、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

1. 犬（法に定める補助犬は除く）、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類の持ち込み
2. 発火、または引火性のある物品や危険物の持ち込み
3. 悪臭を発する物の持ち込み
4. 他店、若しくは私的な飲食物の無断持ち込み
5. 法令または公序良俗に反する行為、および他のお客様の迷惑や不快感を与えるような言動
6. ホテルが定めたもの以外のテイクアウト
7. 備付け品等の移動又は施設・什器備品等の破損・損傷行為あるいは持ち帰る行為
8. 会場内での喫煙
9. 法令により所持を禁じられている銃砲刀剣、麻薬等の持ち込み
10. 広告や宣伝物の配布、物品の販売、勧誘行為等
11. 会場内での携帯電話(通話)の使用

第5条 事故・盗難等

ホテル内、又はレストラン内において、ご利用者の管理下にて発生した事故・盗難等につきましては、ホテル、又はレストラン側は一切の責任を負いかねます。

第6条 駐車場の利用

当ホテルおよび当ホテルが契約している駐車場がある場合、お客様が当ホテルの駐車場を含む敷地内に駐車をされる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。ただし敷地内の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第7条 免責事項

1. 売店で販売をしているテイクアウト商品は、ご購入後に消費期限を過ぎたもの、売店が指定する方法（要冷蔵、要冷凍等）で適切な管理がなされていないものについては売店ではその責任を負いかねます。
2. メニューは仕入れ等の都合により変更させていただく場合がございます。
3. アレルギーのあるお客様は予めお申し出ください。お申し出がない場合はお客様の責任により対応させていただく事柄とさせていただきます。またアレルギーの状況によっては、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。

第8条 損害賠償

お客様が故意に施設・什器等に破損等損害を与えた場合には、その修理に関してホテルよりご指示申し上げますのですみやかに修理していただくか、相当額を弁償していただきます。

第9条 お料理数量の確定

お料理等をご用意する数量につきましては、ご利用日より前日の正午までに宴会担当者にご連絡ください。それ以降はすべて手配が完了いたしますので、ご利用日にこの最終確定数量が減少した場合も最終確定数量分のご請求をさせていただきます。

第10条 キャンセル料

ご予約されたものを取消する場合(期日変更も含む)は、下記のキャンセル料を申し受けいたします。

1. 宴会等のお申し込み日より21日目で降開催日の60日前までにお取り消しの場合
……宴会等の見積金額の10% (サービス料・税金を除く)
2. 宴会等の開催日の59日前から20日前までの間にお取り消しの場合
……宴会等の見積金額の30% (サービス料・税金を除く)
3. 宴会等の開催日の19日前より10日前までの間にお取り消しの場合
……宴会等の見積金額の50% (サービス料・税金を除く)
4. 宴会等の開催日の9日前より前日までの間にお取り消しの場合
……宴会等の見積金額の80% (サービス料・税金を除く)
5. 宴会等開催日当日にお取り消しの場合
……宴会等の見積金額の全額 (サービス料・税金を除く)

ご予約頂いた内容とは、お料理、お飲物、個室料およびご利用者の依頼により受注した内容(お土産の手配等)を含みます。

すでに発注・その他手配が完了しているものは実費を申し受けます。

またプラン等で別段キャンセル料の定めがある場合は、その定めが優先されるものといたします。

第11条 宴会場利用規約の改訂

本規則は、民法上の定型約款に該当し、本規則の各条項は、お客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

本規則の変更は、変更後の規定の内容を、当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に効力発生日から適用されます。

第12条 前払金

ホテルから提示いたしました見積金額を原則として7日前までに所定の金融機関にお振込みいただくか、現金にてお支払いください。

第13条 装飾・余興等の手配

宴会等に関連する装飾・音楽・余興およびバンケットホステス等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただき、了解を得た後にご注文ください。(ホテルの事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なされることはご遠慮ください。)

第14条 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとに、お客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出又は看板等のサイズその取り付け方法等の決定或いは設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観、動線の事など踏まえて一定のルールの下に実施していただく様に、ホテルがその業者の方々にご指示申し上げます。